

中国人グループ「漢化組」にかかる
著作権法を適用した一斉集中取締りの実施について

当協会など知的財産権に係る権利者団体 7 団体が加盟する不正商品対策協議会（以下 A C A）では、標記の件につき以下のとおり広報を行いました。

なお、本件に関するお問い合わせは、本件広報担当の高木（03-3542-4432）までご連絡ください。

以 上

News Release

平成 30 年 2 月 1 日
不正商品対策協議会

中国人グループ「漢化組¹」にかかる著作権法を適用した一斉集中取締りの実施について

日本の漫画、アニメ、ゲーム、音楽などのコンテンツを、それぞれの著作権者からの許諾を得ずに翻訳して字幕を付けるなどしてインターネット上にアップロードしていた著作権法違反事件の捜査が行われ、不正商品対策協議会の加盟団体が協力しました。平成 30 年 1 月 30 日の一斉集中取締りでは、神奈川県警察、静岡県警察、石川県警察、岐阜県警察、三重県警察、滋賀県警察、京都府警察、島根県警察及び山口県警察の 9 府県警察が 9 箇所を捜索し、漢化組構成員等 5 人を摘発しています(平成 30 年 1 月 31 日現在)。

法定の除外事由がないのに、権利者に無断で著作物の翻訳や複製やインターネット上へアップロードすることは著作権等を侵害する行為であり、10 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金またはこれらの両方が刑事罰として科せられる可能性があります。また刑事罰だけでなく、損害賠償やファイルの削除などの民事的な請求を受けることもあります。

海外でも人気の高い日本コンテンツは、その独自性や創造性が生み出す魅力により、日本国外でのビジネスの進展はもとより、訪日外国人観光客による国内消費をも拡大させる可能性を有するなど、我が国の今後の経済成長には欠くことのできない原動力の一つです。

著作権等侵害行為が横行してしまうと、日本コンテンツ産業の振興が阻害されてしまうばかりか、我が国の経済や文化の発展に悪影響を与えることになりかねません。

不正商品対策協議会は今後とも、警察庁や都道府県警察をはじめ関係各省庁と緊密に連携しつつ不正商品の排除と知的財産の保護に向けた活動を推進してまいります。

■ お問い合わせ

- コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) 広報担当・太田 電話:03-5976-5175
- 日本映像ソフト協会 (JVA) 広報担当・高木 電話 : 03-3542-4432
- 日本音楽著作権協会 (JASRAC) 広報担当・江田 電話 : 03-3481-2164

ⁱ インターネット上の有志により構成された流動的な組織とされ、日本の漫画、アニメ、ゲーム、雑誌、音楽などを翻訳して中国国内で流通させているとされている